

平成30年度富岡町事後モニタリング業務（その3）

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	現場説明書	2	7.その他	本業務の積算上の基地は南相馬市としている。とありますが、現場事務所開設等の営繕費は、設計変更の対象になりますでしょうか。	設計変更の対象外です。
2	特記仕様書	2	第2章 業務の内容 1,放射線モニタリング調査 (4)	草刈りをしなければ測定できない場所が発生した場合、設計変更の対象としてよろしいでしょうか。	必要に応じて協議します。
3	特記仕様書	2	第2章1 (4)	過年度業務において、関係人の立会測定の実績数をお教えいただけますか。	全体の1割未満程度の数量となっております。